

都城市都市計画審議会 公募委員募集要項

【募集の内容】

審議会名称	都城市都市計画審議会
審議会の概要	<p>都城市都市計画審議会は都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、必要な調査審議を行い、都市計画行政の円滑な運営を図るため設置されています。</p> <p>主に、市が定める都市計画や、県が決定又は変更する都市計画について市が提出する意見、その他、特に市長が諮問した事項について、必要な調査審議を行います。</p> <p>審議会は年間1～3回程度の開催予定です。審議会に出席いただいた場合、市の規定に基づく報酬をお支払いいたします。（1回の審議は、概ね1～2時間程度です。）</p>
募集人数	3人以内
応募資格	<p>令和8年7月1日現在で、次のいずれにも該当する方とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有する方 (2) 満20歳以上の方 (3) 国及び地方公共団体の議会の議員でない方 (4) 常勤の国家公務員及び地方公務員でない方 (5) 市の附属機関等の公募による委員でない方</p> <p>※審議会は平日の日中に開催します。 ※審議会には委員本人に出席していただきますので、代理出席はできません。</p>
任期	令和8年7月1日から令和10年6月30日まで
応募方法	<p>委員応募申込書（様式第1号及び別紙1）に御記入の上、提出いただくか、オンライン行政手続システム（otetsuzuki）にて御応募ください。</p> <p>※委員応募申込書用紙は、市役所本庁 3階都市計画課及び各総合支所の産業建設課（山ノ口、高城、山田、高崎）に備え付けています。</p> <p>※都城市のホームページからもダウンロードできます。</p>
応募期間	<p>令和8年5月1日（金）～ 令和8年5月29日（金）</p> <p>応募は、都市計画課への持参又は郵送若しくはEメール、各総合支所産業建設課の窓口への持参で受け付けます。</p> <p>※都市計画課及び各総合支所産業建設課の窓口へ持参される場合の受付は、応募期間中の執務時間中（平日の午前8時30分～午後5時15分）とさせていただきます。</p> <p>※郵送で応募される場合は令和8年5月29日（金）の消印有効とします。</p> <p>※Eメールでの御応募の場合、応募期間終了時まではこちらから受信確認の返信がないときはお手数ですが電話にて御連絡くださいますようお願いいたします。</p>
選考方法	<p>応募資格を満たした方の中から、公募委員選考委員会において提出された応募申込書を審査し、必要に応じ面接による選考を行います。</p> <p>なお、選考の結果は、応募者全員にお知らせいたします。</p> <p>【選考における審査項目】</p> <p>◆応募の動機 ◆都市計画の理解度◆都城市の都市計画における課題に対する考え方 ◆公平・公正な考え方 ◆意見を簡潔明瞭に伝える能力</p>
問合せ先 （提出先）	<p>都城市 土木部 都市計画課 都市計画担当</p> <p>所 在 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 都城市役所3階</p> <p>電 話 0986-23-2762</p> <p>Eメール toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp</p>